

随意契約理由書

件名	神戸ポートアイランドホールボーダーケーブル更新他工事	
契約の相手方	パナソニックESエンジニアリング	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>本ボーダーケーブル及び照明制御装置はパナソニック株式会社にて設置されたものである。 ボーダーケーブルについては、設置(平成1年)より30年経過しており、劣化による不具合が懸念される。 また、照明制御装置パネルコンピュータは既に、動作不良が発生しており、改修が必要な状況である。 ボーダーケーブル設置には、特殊な技能が必要であり、その他の業者において設置した場合、ケーブルが脱落等することでケーブルの損傷が発生した事例もあり、既設機器メーカーによる工事であれば施工品質の確保が著しく困難である。 なお、照明制御装置パネルコンピュータはパナソニック株式会社製であることから、その他の業者による施工が不可能である。 よって、部品供給ができる唯一のメーカーであり、機器製造メーカーの工事会社であり保守点検業務もを行っている上記請負人と随意契約を行うのが合理的である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課	(電話番号078-595-6597)